

(4) 兵庫区文化センター

ア 専用使用の場合

●利用料金表（令和9年4月1日以降のご利用）

室名			利用料金（円）							空き枠予約 1時間につき		
			抽選予約の申込						午後② (16:00~18:00)		夜間 (18:00~21:00)	終日 (9:00~21:00)
			午前 (9:00~12:00)	午後①		平日・土曜 (12:00~16:00)	日祝日 (13:00~17:00)	午後② (16:00~18:00)				
定員 (名)	面積 (㎡)	平日・土曜 (12:00~16:00)		日祝日 (13:00~17:00)								
第1・2・4・5会議室	26	45	2,250	3,000	3,000	1,500	2,250	9,000	750			
第1・2会議室	54	90	4,500	6,000	6,000	3,000	4,500	18,000	1,500			
第3会議室	54	90	4,500	6,000	6,000	3,000	4,500	18,000	1,500			
第6会議室	15	39	1,950	2,600	2,600	1,300	1,950	7,800	650			
第8会議室	28	52	2,850	3,800	3,800	1,900	2,850	11,400	950			
講習室	72	109	5,400	7,200	7,200	3,600	5,400	21,600	1,800			
あじさい	24	45	2,250	3,000	3,000	1,500	2,250	9,000	750			
さざんか	45	61	3,000	4,000	4,000	2,000	3,000	12,000	1,000			
料理教室	48	114	7,350	9,800	9,800	4,900	7,350	29,400	2,450			
服飾室	42	77	4,200	5,600	5,600	2,800	4,200	16,800	1,400			
美術室	40	105	5,700	7,600	7,600	3,800	5,700	22,800	1,900			
音楽練習室	40	82	6,000	8,000	8,000	4,000	6,000	24,000	2,000			
日曜大工室	39	87	4,650	6,200	6,200	3,100	4,650	18,600	1,550			
室名	定員 (名)	面積 (㎡)	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (17:30~21:00)	1時間延長料金 (21:00~22:00)	午前~午後 (9:00~17:00)	午後~夜間 (13:00~21:00)	終日 (9:00~21:00)			
体育館	全面	体育競技に使用する時	9,500	12,700	11,100	3,100	19,900	21,400	28,300			
		体育競技以外に使用する時	19,000	25,400	22,200	6,200	39,800	42,800	56,600			
	半面	500	4,300	5,800	5,100	1,400	9,000	9,800	12,900			
	バドミントンコート		1面2時間につき（2時間未満の端数は、2時間として計算） 800									
	卓球台		1台2時間につき（2時間未満の端数は、2時間として計算） 350									

※空き枠予約のご利用は、2時間以上のお申込みが必要です（1時間での利用はできません）。

イ 個人使用の場合

●利用料金表（令和9年4月1日以降のご利用）

施設名称	利用料金（円）	
美術室	1人1時間につき	200
日曜大工室		200

## 2 施設を営利目的で使用する場合の利用料金

- (1) 物品の販売、展示、宣伝等の営業行為は、5倍の額を適用する。
- (2) 上記以外の営利目的に使用するときは、3倍の額を適用する。

## 3 附属設備の利用料金

兵庫区文化センター	コインロッカー	1台1回につき	10円
	コピー	1枚につき	白黒 10円 カラー 50円

### 備考

- 1 使用の回数については、ロッカーを使用する場合を除き、施設の利用料金の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の使用をもって1回、同表の午前・午後又は午後・夜間の使用をもって2回、同表の終日の使用をもって3回の使用とする。
- 2 グランドピアノの利用料金には、調律料を含まない。
- 3 中央区文化センターにおいては、スクリーン・プロジェクター、ミキサー、グランドピアノは、多目的ルームでの使用の場合のみ利用料金が発生する。

## 4 利用料金の納付

- (1) 施設の利用料金は、前納しなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
  - ア 国又は地方公共団体が使用するとき
  - イ 指定管理者がやむを得ないと認めるとき
- (2) 附属設備の利用料金は、使用するときまでにその全額を納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合はこの限りではない。

## 5 利用料金の減免

- (1) 次の各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除する。
  - ア 市が文化センターの事業として使用するとき 免除
  - イ 公共団体又は公共的団体が神戸市立文化センター条例第1条に規定する目的のために使用する場合において、指定管理者が必要があると認めるとき、利用料金の5割相当額の減額
  - ウ 公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、指定管理者が特に必要があると認めるとき、利用料金の5割相当額の減額
  - エ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき、指定管理者がその都度定める額の減額又は免除
- (2) 上記(1)ウの利用料金の減額を受けようとする者は、申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、使用許可の申請と同時に指定管理者に提出しなければならない。

## 6 利用料金の返還

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、使用者に利用料金を返還することができる。

- ア 天災地変、不可効力その他使用者の責めに帰することのできない理由により、施設を使用できないとき全額
- イ 指定管理者が使用許可を取り消したとき全額
- ウ 大ホールの使用者が、使用日の6ヵ月前（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき 全額
- エ 大ホール以外の施設の使用者が、使用日の1週間前の日（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき全額
- オ 大ホールの使用者が、使用日の1ヵ月前（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき半額

(2) 神戸市立文化センター条例第10条第4項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、指定管理者の発行した使用許可証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。